平成２６年（フ）第１８６号
静岡市葵区籠上25番23号
債務者　鈴木　英典
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９号
長崎県佐世保市大潟町133番地31　ロイヤルヒルズM206、旧住所沖縄県うるま市みどり町１丁目４番14―307号　神田アパート
債務者　吉村　清香
1　決定年月日時　平成26年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第６２０号
横浜市中区矢口台46番地　森荘１Ｆ
債務者　今井　恵果
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８９号
静岡市葵区瀬名２丁目24番26号ベラーダ・デ・リオ瀬名101、前住所静岡市葵区瀬名３丁目37番19号
債務者　杉山亜矢子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月４日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２号
長崎県佐世保市桜木町878番地１　森永アパート、旧住所長崎県佐世保市瀬戸越２丁目４番２―205号
債務者　梅下　正晶
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
沖縄県うるま市石川東恩納717番地12
債務者　宮里　　愛
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第６６号
沖縄県うるま市字赤道173番地１
債務者　田崎　和子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第６７号
沖縄県うるま市石川1922番地　ドムスＫ401
債務者　蛭田　　晃
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第６８号
沖縄県宜野湾市新城２丁目11番１―201号　警察本部宜野湾待機宿舎
債務者　高江洲義彦
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第７２号
北海道旭川市７条通５丁目2476番地の10　ポポラーレ緑道701
債務者　石村　勝彦
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２４号
北海道旭川市東１条３丁目３番16号　ライフイースト１・３―101号室
債務者　蒲澤　　覚
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３２号
北海道旭川市永山３条24丁目２番27号　メゾン一刻102号室
債務者　佐藤　幸秀
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３４号
北海道旭川市東光６条１丁目１番６号　武田マンション205
債務者　山之内磨季
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３８号
北海道旭川市春光２条９丁目１番18号　セビーアＡ201号棟
債務者　竹下　英充
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５０７号
大阪府箕面市牧落３丁目２番２号
債務者　佐藤　清文
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部